

# 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領

平成30年3月30日付け29農振第2712号

各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事

} 殿

農林水産省農村振興局長

## 第1 趣旨

本事業の実施については、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 事業の内容等

要綱第2の交付対象事業の具体的な内容は、次に定めるとおりとする。

- 1 要綱第2の1の長寿命化対策の事業内容は、要領別表1によるものとする。
- 2 要綱第2の2の防災減災対策の事業内容及び実施要件は、要領別表2によるものとする。
- 3 要綱第2の3の機能発揮対策の事業内容は、要領別表3によるものとする。
- 4 本事業の対象とする施設は、原則として国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であることとする。

## 第3 事業実施主体

要綱第4の農業者等の組織する団体とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。

## 第4 長寿命化・防災減災対策整備計画

要綱第5の長寿命化・防災減災対策整備計画の作成等については、次に定めるとおりとする。

- 1 整備計画の作成に当たっては、交付対象事業の事業実施主体その他関係機関と十分に調整を図るものとする。
- 2 整備計画の提出に当たっては、別記参考様式第1号を参考とするものとする。

## 第5 事業の申請

- 1 要綱第7の2の審査は、以下に掲げる条件に照らして行うものとする。
  - (1) 整備計画の目的は、整備計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標であること。
  - (2) 計画の目的の実現状況等を評価するための目標が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業が適切に実現されていること。
  - (3) 計画の目的及び目標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。
  - (4) 都道府県等が作成する農業振興地域整備計画や国土強靭化地域計画等の関連する計画との整合を図ること。また、機能保全計画や施設長寿命化計画が策定されている場合は、当該計画との整合を図ること。
  - (5) 早期の効果発現の観点から、交付対象事業が計画通りの工期内で完了することが見込まれるものであること。
- 2 要綱第7の1の計画認定申請書は別記様式第2号、要綱第7の2の計画認定通知書は別記様式第3号によるものとする。
- 3 要綱第7の4の農村振興局長が別に定める変更とは、次に定めるとおりとする。
  - (1) 整備計画の廃止
  - (2) 整備計画の期間の変更
  - (3) 整備計画の目標の変更
  - (4) 交付対象事業の全体事業費の30パーセント以上の増減
  - (5) 交付対象事業の新設又は廃止

## 第6 達成状況の報告

要綱第8の整備計画の目標の達成状況の地方農政局長等への報告は、別記様式第4号によるものとする。

## 第7 助成

要綱第9の農村振興局長が別に定める経費とは、別記に掲げる費用とする。

## 第8 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。
- 3 都道府県以外が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、事業実施主

体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。

- 4 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるとともに、契約の手続等の公正性及び透明性を図るものとする。
- 5 本事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第5号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 6 要綱別表の区分の欄の1及び2の(1)のイに係るものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の者による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。

- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
- (2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合
- (3) (1)及び(2)のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

- 7 6により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{交付金返還額} = A \times C / B$$

A : 返還対象交付金の総額

B : 受益地の総面積

C : 転用受益地の面積

## 附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

## 別記

### 1 工事費

ア 純工事費（請負工事にあっては、工事費とする。）

イ 測量設計費

ウ 用地費及び補償費

エ 船舶機械器具費

オ 全体実施設計費

カ 換地費

### 2 調査・調整費

要領別表1（長寿命化対策）

対策種類	交付対象事業	事業内容
(1) 長寿命化対策	ア 水利施設整備	<p>(ア) 農業用用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更</p> <p>(イ) (ア)のうち排水機場、排水樋門、排水路等の排水施設の整備と一体的に行う暗渠排水の変更</p> <p>(ウ) (ア)と一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設、地域防災施設又は渇水対策施設の整備</p> <p>(エ) (ア)と一体的に行う国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業用用排水施設のうち、当該国営事業が完了後も関連事業が完了しない等のため残存しているものの撤去</p> <p>(オ) (ア)と一体的に行う給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用用排水施設に附帯する施設の整備</p>

要領別表2（防災減災対策）

対策種類	交付対象事業	事業内容	実施要件
(1) 自然災害等対策	ア ため池整備	<p>(ア) 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備</p> <p>(イ) 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修</p> <p>(ウ) 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備</p>	<p>(ア) 豪雨による決壊を防止するために行う工事にあっては、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等の農業用ため池であること。</p> <p>(イ) 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがある農業用ため池等を対象とし、過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域で行うものであること。</p> <p>(ウ)</p> <p>①ため池のしゅんせつ工事にあっては、ため池の安全性を損なわないものとし、貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上であること。</p> <p>②旧農業用ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件のすべてに該当するものとする。</p> <p>(a) 旧農業用ため池の廃止の場合にあっては、埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。</p> <p>(b) 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。</p> <p>(c) 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、</p>

		かつ、他の用途に使用していないものであること。
イ 湛水防 除	(ア) 既存の農業用用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、過去に応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う農業用用排水施設の新設又は改修  (イ) 排水施設の一元管理を必要とする地域で、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（(ア)と併せ行うものを除く。）  (ウ) (ア)により整備された農業用用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変	(ア) 次の条件のいずれかに該当する地区であること。 ①排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった地区 ②事業の施行に係る地域において、受益戸数のうち農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益面積のうち農地以外の土地の面積が占める割合が5分の1以上である場合で、しばしば湛水被害を受ける地域 ③地盤沈下等により湛水被害の著しい地域 ④受益面積と流域面積との比が著しく大きく（3倍以上）、負担に耐えないもの  (イ) 以下のすべての条件を満たす地区であること。 ①排水施設整備工事によって造成された施設を主たる対象とするもの ②同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設によって排水される河川等をいう。）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域において実施するもの ③防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で実施するもの

	更	
ウ 地盤沈下対策	地盤の沈下（地下水（水溶性天然ガスを含む。）の採取に起因して生じたものに限る。）を防止するため、地下水の採取が法令等（地方公共団体の条例を含む。）により規制されている地域において行う農業用用排水施設の整備又は水源を転換するために行う農業用用排水施設の整備及びこれに関連する整備	<p>当該農業用用排水施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率がおおむね30 パーセント以上のものとする。ただし、次のいずれかに該当する整備を実施する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(ア) 水源を地下水以外のものに転換するために行う農業用用排水施設の新設及び変更</p> <p>(イ) 地盤沈下対策により整備された農業用用排水施設又は地盤沈下対策を目的として実施した事業により整備された農業用用排水施設にあって、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う当該施設の変更</p> <p>(ウ) (イ)の地盤沈下対策を目的として実施した事業とは、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>①地盤の沈下に起因した機能低下に対応又は水源を地下水以外のものに転換するため実施されていたものであること。</p> <p>②地下水の採取が法令等により制限されていた地域で実施されていたものであること。</p> <p>③国費が投入され、昭和 50 年以前に着手されていたこと。</p>
エ 農業用用排水施設整備	<p>(ア) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する農業用用排水施設の新設、変更若しくは附帯施設の整備</p> <p>(イ) 他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用用排水施設の新設又は</p>	<p>(ア) 頭首工、樋門、用排水機場及び水路の整備にあっては、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により、周辺の農用地等に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設で分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものに限る。なお、維持管理に係るものには除くものとする。</p> <p>(イ) 施設長寿命化計画に基づく機能保全対策を実施する場合にあっては、(ア)にかかわらず、湛水防除等の農地防災を目的と</p>

	変更	<p>した樋門、排水機場又は水路であって、施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生ずるおそれがあるもの、あるいはそれらと一連の施設であって、分離して機能保全対策を実施することが当該施設の効用上困難又は不適当なものに限る。</p> <p>(ウ) 地震による被害が生じた場合に、施設周辺地域への影響が大きい農業用用排水施設の耐震改修</p> <p>(イ) 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域で行う事業であること</p> <p>(エ) 農業用用排水施設のうち、以下のいずれかの施設周辺地域への影響が大きい重要な構造物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設</li> <li>②地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設</li> <li>③地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設</li> </ul>
オ 土砂崩壊防止	土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う農業用用排水施設等の整備及びこれに関する整備	<p>(ア) 頭首工、樋門、用排水機場及び水路の整備にあっては、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により、周辺の農用地等に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設で分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものに限る。なお、維持管理に係るものには除くものとする。</p> <p>(イ) 施設長寿命化計画に基づく機能保全対策を実施する場合にあっては、(ア)にかかわらず、湛水防除等の農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路であって、施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生ずるおそれがあるもの、あるいはこれらと一連の施設であって、分離</p>

		して機能保全対策を実施することが当該施設の効用上困難又は不適当なものに限る。
カ 特定農業用管水路等 特別対策	(ア) 石綿等（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条第1項第1号に規定する石綿等という。）が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更  (イ) (ア)の農業用排水施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設の変更  (ウ) 石綿等が使用されている農業用排水施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該農業用排水施設の変更	(ア) 変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50パーセント以上のものとする。
キ 農業用河川工作物応急対策	農業用河川工作物（以下「工作物」という。）の整備補強、撤去又は撤去に伴う農業用排水施設の整備	事業を実施するにあっては、次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。

		<p>なお、対策基準とは、「農業用河川工作物の応急対策について（昭和52年7月19日付け52構改D第516号（設）構造改善局長通知）」の別添覚書の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、当該通知の適用に当たっては、当該通知の別添覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。</p> <p>(イ) 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。</p>
ク 水質保全対策	水質保全等を目的とした農業用用排水施設及び水質保全施設の整備で要領別表2-1に掲げるもの	
ケ 利活用保全	農業用用排水施設の利活用保全のために必要な生態系保全施設、地域防災施設、渇水対策施設の整備	要領別表2の対策種類の(1)の交付対象事業の欄に掲げるアからオまでと併せ行うもの又は過去に実施したものと対象とする。
(2) 危機管理対策	ア 危機管理システム等整備	<p>(ア) 農業用用排水施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備</p> <p>(イ) 農業用用排水施設における危機管理向上施設の整備</p> <p>①雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ボ</p>

	<p>ンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備</p> <p>②農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動</p>	
イ 緊急的な防災対策	ため池の防災機能を確保するために必要な、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施	施設が損壊した場合、下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を対象とする。
ウ 安全確保対策	農業用排水施設への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備	

要領別表2－1（水質保全対策関連）

区分	工種	内容	実施要件
			<p>区分1及び区分2の事業を実施しようとするときは次のいずれかを満たすこと。</p> <p>(a) 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、要領別表2-2の条件に該当する地域で行う事業。ただし、要領別表2-2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値(以下「都道府県農業用水基準」という。)について、当該都道府県を単位として定め、要領別表2-2に代えることができるものとする。</p> <p>(b) 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業</p>
1 農業 用 用 排 水 施 設	(1) 水質 汚濁等 に起因 する障 害を除	ア 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、	アに掲げる要件に該当する場合であっても、障害発生につき原因者による補償が可能であるもの又は通常の維持管理を怠ったことがその障害の発生の原因

整備	去するための農業用排水施設その他施設の新設、廃止若しくは変更	<p>廃止若しくは変更</p> <p>(ア)人の健康を損なうおそれがある有害な農畜産物が生産されていること。</p> <p>(イ)農作物等の生育が阻害されていること。</p> <p>(ウ)農作業の能率の低下を来していること。</p> <p>(エ)施設の管理に支障を来していること。</p> <p>イ 現にアの(ア)から(エ)までに掲げる障害は生じていないが、応急的な防止措置を実施しなければ容易にそれら障害が発生すると推定される程度の水質汚濁が生じている場合に行う農業用用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更</p>	となっていることが明らかであるものについては、水質保全対策事業としては実施しないこととする。
(2) 水質浄化施設整備	<p>ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備</p> <p>イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備</p> <p>ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備</p> <p>エ 水路及び貯水池のしゅんせつ</p> <p>オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備</p>	<p>次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしている地域とする。</p> <p>(a) 農業用用排水の水質汚濁により農作物に被害等が生じているか又は生ずるおそれのある地域</p> <p>(b) 農業用用排水の水質汚濁により農業用用排水施設の維持管理費の増嵩等農作業に支障が生じているか又は生ずるおそれのある地域</p>	
(3) 処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備		
(4) 併せ	区分の1の工種の(1)から		

	行う施設整備	(3)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適當と認められる農業用用排水施設、その他の施設整備	
2 水質保全施設整備	(1) 水質浄化施設整備	<p>ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備</p> <p>イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備</p> <p>ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備</p> <p>エ 水路及び貯水池のしゅんせつ</p> <p>オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備</p>	<p>農村地域及び公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条に規定するものをいう。）における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域を対象としており、次に掲げる(a)から(c)までのいずれかの地域であること。</p> <p>(a) 住民又は地方公共団体から水質汚濁について苦情や改善要望等が寄せられている地域</p> <p>(b) 農業用用排水の水質が排水先の公共用水域の水質環境基準等を満足していない地域</p> <p>(c) その他農村地域の環境保全について農振興局長が特に必要と認める地域</p>
	(2) 処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備	
	(3) 環境保全施設整備	水質浄化施設と一体的に整備することで農村環境や自然環境等の保全に資するための施設整備	本事業を実施しようとするときは、要綱第7に基づく事業の申請等とあわせて（注）1の書類を提出するものとする。
	(4) 面源負荷抑制施設整備	非特定汚染源となる農地や農業用用排水路等からの負荷流出を抑制するための循環かんがい施設、漏水防止シート、浄化型暗渠排水、自動給水栓、節水かんがい施設、土層改良のための施設、その他負荷抑制に資する施設の整備	
	(5) 併せて行う施設整備	区分の2の工種の(1)から(4)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適當と認められる農業用用	

		排水施設、その他の施設整備
3 水質保全施設改修工事	区分の1又は2に掲げる事業で整備された施設における自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更	事業を実施しようとするときは、管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であること。

(注)

1. 農村地域水質保全計画は、次に定めるところによるものとする。
  - (a) 都道府県知事は、農村地域及び公共用水域における水質汚濁が環境保全上及び農業水利上問題となっている地域を対象として、農村の現状、公共用水域の水質保全計画等（湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項に規定する湖沼水質保全計画、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3第1項に規定する総量削減計画及び環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき定められた水質の汚濁に係る環境上の条件について人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。））を勘案して農村地域水質保全計画を作成するものとする。
  - (b) 農村地域水質保全計画の内容は次のとおりとする。なお、この計画を作成する場合には、あらかじめ費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとする。
    - (i) 農村地域水質保全計画の目的
    - (ii) 流域内の水質の現状
    - (iii) 汚濁の原因
    - (iv) 水質保全の目標
      - a.水質保全の目標
      - b.水質基準
      - c.環境に対する影響及び効果
    - (vi) 水質保全を図るための施設整備の概要
    - (vii) 附帯施設整備の概要
    - (viii) 関連他事業の内容
    - (ix) 施設維持管理予定者
    - (x) 施設維持管理方法
  - (c) (b)の(iv)の b の水質基準は、環境基準その他都道府県知事が必要と認める事項を基本とするとともに、次に掲げる事項に十分留意して作成するものとする。
    - (i) 当該農業水利施設の現在の利用目的及び将来の利用目的の推移に配慮すること。
    - (ii) 当該農業水利施設の水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
    - (iii) 当該農業水利施設の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

- (iv) 水質保全の目標達成のための施策との関連に注意すること。
- (v) 当該農業水利施設からの排出先である公共用水域において指定されている水域類型の環境基準を考慮すること。

## 2. 都道府県農業用水基準（都道府県農業用水基準を定める場合）

都道府県知事が策定する都道府県農業用水基準の内容は、次のとおりとする。

- (a) 要領別表 2-2 によらない理由
- (b) 水質基準及びその根拠

要領別表2－2（水質保全関連）

ア 農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は7.5以上	日本工業規格K0102（以下「規格」という）12・1に掲げる方法
化学的酸素要求量 (COD)	6mg/l 以上	規格17に掲げる方法
無機浮遊物質 (SS)	100mg/l 以上	昭和46年12月28日環境庁告示59号（以下「環告59」という）附表6に掲げる方法
溶存酸素 (DO)	5mg/l 以下	規格32に掲げる方法
全窒素濃度 (T-N)	1mg/l 以上	環告59附表7に掲げる方法
砒素	0.05mg/l 以上	規格61に掲げる方法
シアン	検出されること	規格38・1・2及び38・2又は38・1・2及び38・3に掲げる方法
アルキル水銀	〃	環告59附表4の第1及び第2に掲げる方法
有機リン	〃	環告59附表1及び2又は規格31・1に掲げる方法
カドミウム	0.01mg/l 以上	規格55・2に掲げる方法
鉛	0.1mg/l 以上	〃 54・2 〃
クロム	0.05mg/l 以上	〃 65・2 〃

イ 農業排水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は8.5以上	規格12・1に掲げる方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/l 以上	規格21に掲げる方法
浮遊物質量 (SS)	ゴミ等の浮遊が認められること	環告59附表6に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	2mg/l 以下	規格32に掲げる方法

要領別表3（機能発揮対策）

対策種類	交付対象事業	事業内容
(1) 調査 計画等	ア 機能保全 計画策定等	農業用用排水施設等に関する機能保全計画又は施設長寿命化計画の策定（計画の策定に必要な機能診断を含む。）
	イ 実施計画 策定	(ア) 施設の整備に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画の策定 (イ) 水管理方法の技術的検討、魚道の整備に係る調査及び事業構想の策定等 (ウ) その他、地域の水管理上必要となる調査・計画
	ウ 水利用調 査・調整	(ア) 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等 (イ) 関係農家の意向調査、関係機関との調整等の活動
	エ 耐震性点 検・調査	過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域において実施する農業用用排水施設の耐震性調査
	オ ため池緊 急防災対策	人命・人家又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用ため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報の整備
(2) 体制 整備	ア 監視・管 理体制の強 化	施設が損壊した場合に、下流の人家、公共施設等へ影響をあたえるおそれがある等のため池において、災害の発生を未然に防止するために必要な監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等の実施
	イ 減災対策 の実施	(ア) 災害が発生した場合に周辺住民等へ被害を及ぼすおそれのある農業用用排水施設に係るハザードマップの作成及び作成のために必要な調査、試験及び測量等であって、次に掲げる事項に務めること。 ① ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを関係住民等に周知すること。 ② ハザードマップ作成に当たっては、ワークショップを開催する等により関係住民等との意見交換を行うこと。 (イ) ハザードマップを活用した防災訓練等の実施
	ウ ハード整 備の着手促 進	施設が損壊した場合、下流の人家や公共施設等へ影響をあたえるおそれがある等の農業用用排水施設において、ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定する

ための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施。なお、所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選定の申立て等をいう。

別記参考様式第1号

長寿命化・防災減災整備計画

<計画の名称> ○○整備計画											
<計画主体> ○○県											
<計画の期間> 平成○年度～平成○年度											
<b>第1 地域の概要</b> ・地域農業の現状、基礎情報（地形、地質、気象）既往の被害、排水状況（土地利用の変動状況）、水利施設の現状（老朽化、耐震性）、周辺の住宅や公共施設の状況 等											
<b>第2 課題及び事業の目的</b> ・老朽化、災害に関する地域の課題、水管理。維持管理上の課題、施設機能を総合的に発揮させるため必要となる整備の実施方針（長寿命化、防災減災）及び期待される効果 等											
<b>目標</b> ・機能保全計画を策定する用水路 ○○km ・湛水被害が防止される面積 ○ha（防災受益面積） 等											
<b>交付対象事業</b>											
対策名	交付対象事業名	事業内容（工種）	地区名	事業実施主体	関係市町村	受益面積 [ha]	事業量	工期	総事業費	受益者数	備考
(記載例)											
機能発揮対策 (調査計画等)	機能保全計画策定等	用水路機能診断・計画策定	△△地区	□□市	□□市	-	L=○km	H30	○千円	-	
長寿命化対策 (長寿命化対策)	水利施設整備	用水路補修	△△地区	○○県	□□市	△ha	L=○km	H31-H33	○○千円	○者	
合計 (計画全体)											

注：長寿命化・防災減災整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更個所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

農業水路等長寿命化・防災減災事業  
長寿命化・防災減災（変更）計画 認定申請書

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号）第7の1  
(変更の場合は要綱第7の4)の規定に基づき、長寿命化・防災減災整備計画を添えて申請します。

記

整備計画名	計画作成主体	整備計画の工期	整備計画の全体事業費
〇〇整備計画	〇〇県	H30～H32	〇〇百万円
〇〇整備計画	〇〇市	H30～H34	〇〇百万円

別記様式第3号

番 号  
年 月 日

農業水路等長寿命化・防災減災事業  
長寿命化・防災減災（変更）計画 認定通知書

都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長  
農林水産省○○農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長〕

平成○○年○○月○○日付け○○第○○号により申請のあった下記整備計画について、認定したので通知する。

記

整備計画名	計画作成主体	整備計画の工期	整備計画の全体事業費
○○整備計画	○○県	H30～H32	○○百万円
○○整備計画	○○市	H30～H34	○○百万円

別記様式第4号

番 号  
年 月 日

農林水産省○○農政局長 殿  
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

農業水路等長寿命化・防災減災事業  
長寿命化・防災減災計画 達成状況報告書

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号）第6の規定に基づき、長寿命化・防災減災整備計画の達成状況を添えて報告します。

別記様式第5号

番 号  
年 月 日

農林水産省○○農政局長 殿  
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

農業水路等長寿命化・防災減災事業  
交付決定前着手届

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号）第8の5の規定に基づき、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと

別紙

- 1 長寿命化・防災減災整備計画の名称
- 2 事業名（事業メニュー、地区名）
- 3 着手予定年月日
- 4 完了年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由